

平成 17 年度に実施した「人権に関する市民意識調査」について

1 調査の概要

- (1) 目的 市民の人権に関する意識等を調査し、人権施策を推進する基礎資料とする
- (2) 調査対象 市内に居住する 20 歳以上の市民 3,000 人（外国籍市民含む）
- (3) 調査方法 アンケート郵送形式、無記名
(外国籍市民には、日本語のほか、英語・中国語・ハングル訳を送付)
- (4) 調査期間 平成 17 年 11 月 1 日～15 日
- (5) 調査結果 有効回収数 1,225 回収率 40.8%
- (6) 報告等 平成 18 年 2 月 報告書発行

2 調査、設問設計に当たっての基本的な考え方

- (1) 人権施策を推進する上での基礎資料
特定の人権課題の解決に向けた事業立案のために行う調査ではなく、人権施策を推進する上での基礎的な資料となる総括的な調査とした。
- (2) 計画（施策）推進との整合性
京都市の人権施策は人権文化推進計画を中心に推進することから、同計画の推進と一定の整合性を図るものとし、「人権一般及び教育・啓発」、「女性、子どもなどの各人権課題」、「相談・救済」に分類し調査を行った。
- (3) 客観性の担保、向上
アンケート調査の設計に当たっては、人権文化推進懇話会から外部の視点で御意見をいただき、客観性の担保、向上を図った。

3 調査の特徴

- (1) 人権相談・救済に関する質問を設定
人権文化推進計画において、人権相談・救済を柱として位置付けていることから、人権侵害の経験や対処など、相談・救済に関する質問を設定した。
- (2) ホームレスに関する質問を設定
人権文化推進計画において、ホームレスを重要課題の一つとして新たに位置付けたことから、新たに質問を設定した。
- (3) 同和問題についてやや詳細な質問を設定
人権課題に関する詳細な調査については、各所管課が分野別計画を策定する際などに実施しており、同和問題については、人権文化推進課が所管課であることから、他の人権課題と比べやや詳細な質問を設定している。